

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容（案）

今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、地域によって大きく異なる医療・介護ニーズや医療人材等の活用可能な資源の状況を踏まえつつ、介護分野を含めた機能分化と連携、人材確保等の取組を一層促進することにより、地域住民に対し、良質な医療・ケアを効率的・効果的に提供できるような体制の構築が必要となる。

そのような中で、将来を見据えた医療提供体制を構築するため、地域医療構想の推進、医師等の働き方改革の確実な実施、医師や看護師等におけるタスク・シフト／シェアや医療の担い手不足の解消等に着実に対応していく必要がある。

また、単身や高齢者のみの世帯が増加しており、それぞれの地域社会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できるよう、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。

国民目線での医療・介護サービスの提供体制を整備するにあたり、国民一人ひとりの医療・介護ニーズに的確に対応し、最適な医療・ケアを届けることができるよう、最大限、デジタル技術の活用を図るべきであり、特に医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるサービスの効率化・質の向上を実現することにより、最適な医療・ケアを実現するための基盤整備を進めているところである。

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）が併設されているという特長を有している。JCHOにおいてはこれらの特長を活かしつつ、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、5疾病^{※1} 6事業^{※2}、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を提供していくことが求められている。

このため、JCHOの主要な事務及び業務については、上記のような社会環境や医療・介護ニーズの変化に対応し、地域において必要とされる医療及び介護を提供し続ける機能の確保を図ることを目的として、JCHOの資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、以下の方向で見直しを行う。

※1 5疾病・・・がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

- ※2 6 事業…救急、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）及び新興感染症発生・まん延時における医療

第1 事務及び事業の見直し

I 診療事業

1 良質で効果的・効率的な医療提供体制の推進

効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえ、地域医療構想の実現に向け、地域の他の医療機関等との連携を進めていくとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに良質な医療を提供する体制の充実・強化に取り組む。

① 良質な医療の提供

患者に良質かつ安全・安心な医療を提供するため、医療安全文化の醸成及び医療安全管理体制の一層の充実に取り組む。また、多職種間の協働に基づくチーム医療の実施、第三者評価の受審及び臨床評価指標の活用等により、各病院における医療の質の更なる向上を図る。

② 地域の他の医療機関等との連携

JCHOの病院の多くが、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを活かして、それぞれの地域における医療・介護を提供する機関との連携の中で、求められる役割を確実に果たすよう努める。

医療資源を重点的に活用する外来や急性期医療を担う病院においては、医療機能の分化・連携に資するため、地域医療支援病院や紹介受診重点医療機関として、一層その機能を発揮するように取り組む。

地域に密着した病院では、自らの持ちかかりつけ医機能を発揮しつつ、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進する。

また、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめ地域の医療・介護施設との連携に必要な、感染予防や認知症に関する研修を含む、地域の医療・介護従事者向けの研修を実施するなど、地域の他の医療機関等との連携を推進する。

③ 5 疾病・6 事業等の実施

新たに都道府県医療計画に追加される新興感染症への対応を含め、これまでJCHOの各病院が取り組んできた救急医療、在宅医療、認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣など5疾病6事業

等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努める。

また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行う。

④ 地域におけるリハビリテーションの実施

「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いに応えるため、医療と介護の両方を提供しているJCHOの特長を活かし、医療・介護の連携により早期に適切なケアプランを策定するなど、地域の実情に応じて急性期・回復期から維持期まで、シームレスに効果的なリハビリテーションを実施する。

2 予防・健康づくりの推進

地域住民に対し、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、やせ、メンタル面の不調の予防といった「誰一人取り残さない」健康づくり、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり等に関する公開講座等を開催することや、各種予防接種を実施することなどにより、地域全体の健康づくりに寄与する。

また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努める。

II 介護事業

人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なるため、地域の実情に応じた介護ニーズや自事業所の機能を踏まえ、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供できるよう地域包括ケアシステムの推進に取り組む。

特に病院の附属施設であり、病院と一体的に運営されているというJCHOの老健施設等の特長を活かした医療と介護の連携を強化し、老健施設における医療ニーズの高い者の受入れ（喀痰吸引、経管栄養、酸素療法が必要な者等）や、訪問看護ステーションにおける重症者（在宅での鎮痛療法や化学療法を行っている末期の悪性腫瘍、在宅酸素療法など特別な管理を必要とする者等）の受入れを推進する等、質の高いケアが提供できる体制の充実に努める。

介護サービスの実施に当たっては、地域住民が、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという思いに応えるため、在宅復帰・在宅療養支援の促進や認知症対策及び自宅での介護や看取り等の個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様なサービスが提供できるように努めるとともに、地域包括支援センターにおいて多職種連携により、地域の困難事例の抽出及びその解決に取り組む。

また、介護保険制度は 2000 年に創設されてから 20 年以上が経過し、地域密着型や複合型等の介護サービスの多様化や介護療養病床から介護医療院への移行等の状況の変化を踏まえ、地域のニーズに応じた介護サービスを提供し、適切な役割が果たせるように努める。

Ⅲ 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

利用者が、医療・ケアの内容を理解したうえで、自身の治療等を主体的に選択できるよう、相談体制を充実させ、利用者・家族等への十分な説明、本人が望む医療やケアを前もって考え話し合う人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施する。

良質な医療の提供に向けた医療安全管理及び感染管理の質の向上のため、インシデント報告や、医療関連感染の発生等に関する情報を収集・分析するなど、医療安全管理及び感染管理のさらなる均てん化とともに透明性をもった医療の提供に向けて取り組む。

JCHOの有する全国ネットワークを活用し、機構内における事案の原因や対策の情報共有により、未然防止策の適切な実施を推進する。

Ⅳ 教育研修事業

全国に 57 施設を有する JCHO の全国ネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスについて、不断なる見直し等を図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努める。

また、JCHO が担う地域医療の場では、幅広い診療能力を有し、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師が重要であるため、医療・介護が必要な状況になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズの増大等を踏まえ、引き続き、当該診療能力を持つ医師の育成に努める。

チーム医療及び在宅医療の推進、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応、働き方改革への対応等のため、地域及び各施設のニーズにあった、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力及びマネジメント

能力を持ち、医師など多職種との協働により、チーム医療を積極的に提供できる質の高い看護師の育成に取り組むとともに、特定行為を実施する看護師等が活躍する環境を整え、タスク・シフト／シェア等を推進する。

地域の医療・介護の質の向上に貢献するため、かかりつけ医機能を発揮する医療機関との連携に必要な、感染予防や認知症に関する研修を含む、地域の医療・介護従事者に対する教育やメディカルスタッフへの教育に取り組む。

財政的に自立した運営を目指す中で、病院の各部門が一体となって経営改善に取り組めるよう、自院の現状を正しく理解し経営戦略を立案できる人材の育成に取り組む。

第2 組織に関する見直し

JCHOが果たすべき役割を確実に実施し、本部と病院、それぞれが求められる役割を適切に果たせるよう、国の医療政策や介護政策等に合わせた柔軟な組織・業務の見直し等に取り組む。

各病院がそれぞれの地域のニーズを踏まえ、限られた医療資源を最大限に活用しつつ、果たすべき役割を確実に実施できるよう、効率的なネットワークの構築等に取り組む。

また、2025年に向けた地域医療構想だけでなく、ポスト地域医療構想や今後の幅広い介護需要の増加を見据え、地域医療・介護の担い手として、地域のニーズの変化に柔軟に対応できるよう努める。

職員配置については、各病院における地域事情や特性を考慮するとともに地域における医療需要を踏まえて、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、JCHOのネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置に取り組む。

さらに、「働き方改革」を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組む。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、特にタスク・シフト／シェアの推進等、国の方針に基づいた取組を着実に実施する。

第3 業務全般に関する見直し

1 効率的な業務運営体制の推進

法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。

2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

各病院の特性を活かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をする。併せて経営状態に応じた適切な投資を促進し、より各病院の特性や医療資源を活用できる環境整備を行うことにより、更なる経営基盤の強化に取り組む。

3 情報システム整備及び管理

医療DXによる業務の効率化、質の高い医療サービスの提供や新たな医療ニーズへの対応等を実現するための基盤整備を進める。

また、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

4 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の充実・強化に取り組む。

5 情報セキュリティ対策の強化

地域の医療機能の向上及びJCHOの業務最適化の観点並びに政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、診療機能に影響が及ばないよう情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。